目詰まりと現状を確認しましょう

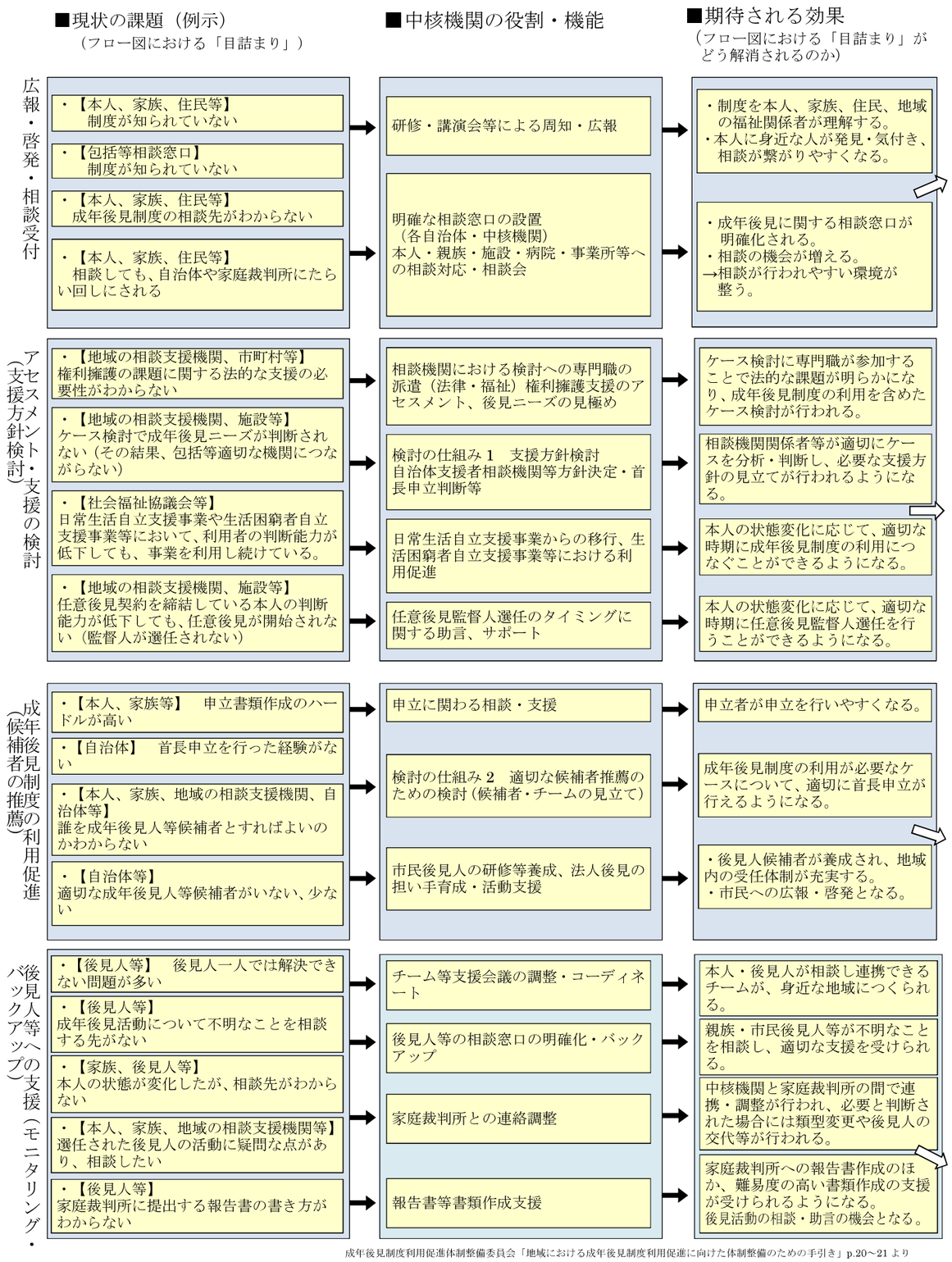

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.20～21 より

中核機関や地域連携ネットワークでの取組例	自分の地域でどのような取組があるか、書き出してみましょう。 その機能を強めたり、体制を見直したりすることができそうですか？
・高齢、障害特性に応じた、権利擁護や成年後見制度に関する周知・広報の徹底（P.79 ） ・早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人々への周知啓発（家族・市民・民生委員・福祉関係者・自治会・事業所等対象層別の研修・広報等）（P.90） ・自治体職員、管理職等への周知・理解の促進（福祉以外、異動を前提とした共有・理解）（P.75,78,90） ・地域住民に対する相談窓口を周知徹底（相談窓口全戸配布など）（P.75）	
○窓口の開設時間、相談方法（訪問、電話、メール等）等、相談しやすい環境整備 ・地域の公共施設、ショッピングセンター等小地域、人が集まりやすいところでの定期・不定期な出張相談会の開催・個別訪問（P.75） ○すべての相談窓口で、権利擁護の相談か否かに関わらず、地域からの相談をいったん受け止めることができる（たらいまわしにしない）（P.78,79） ○相談窓口の誰もが、成年後見制度、日常生活自立支援事業、見守り等幅広い権利擁護支援の説明が可能となるよう研鑽をつむ（P.78）	
○地域に寄せられた相談について、制度横断的に権利擁護の支援の必要性や方針について検討する機会を設ける ○権利擁護支援の必要性・支援方針の検討に際して、常時・或いは必要に応じて、専門職の派遣（法律・福祉）が行われる ○権利擁護支援の必要性の有無、支援の内容等を判断するための指標等を作成し共有する（P.83） ・首長申立の必要性についての判断根拠（検討項目）を持っている ・首長申立のための予算措置が実績や見込みに応じて確保されている ○権利擁護支援の必要性の判断に際して、本人の意思決定を支援する仕組みを活かしている ○低所得の方の利用促進のための成年後見制度利用支援事業がニーズに応じて機能している（高齢：地域支援事業　障害：地域生活支援事業） ○当面権利擁護の支援が必要なしと判断された方への継続的なモニタリングが実施されている ・日常生活自立支援事業から法定後見（補助・保佐・後見）の早期の移行のタイミングを見逃さないしくみ ・相談を受けた任意後見制度利用者について、任意後見監督人選任の適切なタイミングを見逃さないしくみ	
○特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する（地域の相談機関または中核機関）（P.83） ○適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける ・首長申立の場合についても、検討の場が共有されている ○本人と後見人等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について検討の機会を設ける ○これら検討の場に本人の意思が反映されるよう、本人または意思決定支援者が同席する等の仕組みがある ○検討された候補者の情報等について家庭裁判所と情報共有が行われる（家庭裁判所のより適切な後見人選任に寄与）（P.83） ○親族後見人育成・支援のための機会が設けられている ○市民後見人を養成して、市民の「権利擁護サポーター」の裾野を広げる（知識・理解から行動する人材の育成、連携可能な人材の育成）（P.91）	
○本人・後見人等を支援する身近な「支援チーム」等を結成し、必要に応じて「チーム会議」等が行われるよう支援・調整する ○親族後見人や市民後見人等が、常時相談でき、適切な支援が受けられるような機会（相談窓口、研修会、集い等）を設ける（後見人等支援による不正防止効果）（P.86） ○本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているかを検討する仕組みがある（P.86） ○親族・市民後見人等の報告書類等の作成の相談に乗り、具体的な支援を行う機会を設ける（P.86）	

地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き P.73 より抜粋